

各位

上場会社名	シンボ株式会社	
代表者	代表取締役社長	安藤紀彦
(コード番号	5903)	
問合せ先責任者	執行役員管理本部長	田口茂樹
(TEL	052-776-2231)	

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年7月20日開催の取締役会において、定款の一部変更について2023年9月22日開催予定の第53期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割が十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第27条及び第35条を新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 第18条～第26条（条文省略） （新設）	第4章 取締役および取締役会 第18条～第26条（現行どおり） <u>（取締役の責任免除）</u> 第27条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ当社が定める金100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会 第27条～第33条（条文省略） （新設）	第5章 監査役および監査役会 第28条～第34条（現行どおり） <u>（監査役の責任免除）</u> 第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、あらかじめ当社が定める金100万円と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>
第6章 計算 第34条～第37条（条文省略）	第6章 計算 第36条～第39条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年9月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2023年9月22日(予定)

以上